（三種郵便物認可）　昭和十二年二月二十三日　夕刊　いわき民報　（日曜日）　第二百七十一號

萩原候補事務所開設

諸橋氏を事務長に
即時言論戰を開始

平市長候補の名乘りをあげた萩原義雄氏は二十二日南町大泉信雄氏宅に選擧事務所を開設、全夜紺屋町稻島無盡會庫及び長橋町性源寺で言論戰の第一聲をあげたが引續いて連日各區で行う、なお事務長には貴族院議員諸橋久太郎氏が當ることに決定した

進歩黨を脫黨せず

萩原候補談

萩原候補の出馬決定に際しての談中に進歩黨離脫の文字あるを利用し、變節の、身賣りのとために宣傳する旨があるが右對し萩原候補は語る　自分はあくまで進歩黨である、ただ若し幸に、市民諸君の御支援を得て當選のあかつきは市政の圓滑かつ公正なる運營を期するためその際は黨籍を離脫就任する決意である、それを變節の何のといわれるのは迷惑至極である

平驛表彰

機關檢車兩區も

平驛および機關、檢車兩區の無事故傳達式は二十一日午前十時から機關區構內で下山東鐵間の打撲傷を負つた喜一さん(四〇)は消火に從事中胸部に全治二週間の追悼法會を營む

平鐵工所全燒

昨夜の平市の火事

二十一日夜九時半頃折柄の烈風中市內大工町平鐵工所（所長藤浪時康氏）の屋根から發火百坪の全工場一むねを全燒、隣接の磐城海產物市場及び玉の湯愛澤二十一日午前八時五十分頃發火、居宅及び工場物置等の、三むねを全燒した、原因はさつま揚げの油に火が入つたもの損害五十五萬圓

場物工場全燒

小名濱の火事

小名濱町岡小名漁業馬上正美さん(三七)方から出火御詫び廣告

二十一日朝拙宅加工場より出火町民各位に對しご迷惑をおかけ致し申わけなくかつ早速御駈けつけ下され水利不便のなかを御活躍ご苦勞そのお禮を御救ひ下さいましたことをあつく御れい申上げます、尙混雜の場合作失れい品紙上御わびかたがた御れい申上げます

小名濱町字觀音作　馬上正美

戰歿者の追悼法會

市遺族會では二十三日午前九時から市內性源寺で戰歿陸海軍人軍屬の追悼法會を營む

類燒御見舞御禮

（株式會社）平鐵工所
磐城海產物市場

近火御見舞御禮

平製氷株式會社
東京鑛機株式會社
大工町區內會一同
日本アンブル東北工場
總務部長　橋三郎
武子屋商店
新星藥品工業株式會社
（元星製藥株式會社福島工場）
新星硝子工業株式會社

有限責任　平生活協同購買利用組合
組合長　諸橋敬一郎
專務理事　大內近雄
東北配電平營業所
丸一製材工場
豐瀧口

五町目第七隣組
酒井德寶　井上貞次郎
西山純吾　高木定雄
三森芳重　長谷川五三
金成秋雅　引地直一
大內近雄

五町目第八隣組
石川幸男　坂本富十
新星藥品工業株式會社
永井善次　志賀與市
渡邊榮美　鈴木勝
山崎四郎　谷口於幸
柏原武之　權村久紹
足立貫一　秋山熊藏
守山林之助　片寄泰治
渡邊留五郎　鈴木キリ
山野邊重太郎

一割引特賣

初出張に拘らず多大の御支援を得ました御禮に雛人形及御道具一式二割引にて特賣致します

日程　三月二十三、四兩日
場所　平市中央通りいわき民報社隣大和屋酒店內

東京人形問屋　玉扇

今次選擧運動の

文書圖書等の特例

自由な選擧に唯一の取締り

民主日本の建設によつて片端から取締り〳〵で縮めつけられていた選擧も今度は戸別訪問も許されるシャベリたいことは何でもシャベルことが出來る、全く自由な選擧となり選擧民も明るい選擧が出來ることになつたのは嬉しいことである、ただ此自由の選擧にも文書圖書等の部面だけは極度に窮迫している用紙問題等から相當キツイ制限が加えられているから注意を要する、又新聞廣告は一つの新聞に一日を限つて許されている、以下去る七日法律第十六號で公布された文書圖書等の特例に關する條文をみると次の通りである

無料葉書以外法度

第一條　この法律は現下の用紙其の他の資材の不足等極めて窮迫した經濟事情の下に行はれる選擧を最も適正且つ公平ならしめることを目的として昭和二十二年中に施行される衆議院議員、參議院議員、地方議會の議員及び地方公共團体の長の選擧においてせん擧運動のために使用する文書圖書等の頒布又は掲示についてこれを適用する

第二條　主としてせん擧運動のために使用する文書圖書は左の各號に定める無料葉書の外はこれを頒布することができない

一、衆議院議員又は參議院地方せん出議員の候補者一人について二萬枚

二、參議院全國せん出議員の候補者一人について三萬枚

三、都道府縣の長の候補者一人について一萬枚

回覽板も不可

張札も町村長戰町村議戰は駄目

第三條　せん擧運動のために使用する回覽板その他の文書圖書又は看板(プラカードを含む)の類を多數の者に回覽させることはこれを前條の頒布とみなす

第四條　せん擧運動のために使用する文書圖書は左の各號の一に該當するものの外はこれを掲示することが出來ない

一、せん擧のために使用する張札

二、演説會場において使用する張札、立札、提灯及び看板の類

三、せん擧事務所を表示するためにその場合において使用する張札、立札提灯及看板の類

前項第一號の張札は町村その他これに準ずるものの議會の議員及びその長のせん擧の場合にはこれを掲示する事ができない

張札の枚數

寸法はタブロイド型

掲示方法場所も制限

第五條　せん擧のために使用する張札は左の各號に定める數を超えてはならない

一、衆議院議員參議院竝びに都道府縣及び市制第六條及第八十二條第一項の市の長のせん擧においては候補者一人について一千枚

二、都道府縣及市(東京都の區を含む)の議會の議員竝に市制第六條及第八十二條第一項の市以外の市(東京都の區を含む)の長のせん擧においては候補者一人について三百枚

參議院全國せん出議員候補者は一人について一萬枚とし一の都道府縣においては一千枚を超えてはならない

前二項の張札には當該せん擧を管理するせん擧管理委員會(參議院全國せん出議員候補者については全國せん出議員せんきよ管理委員會又は都道府縣せんきよ管理委員會)の檢印をうけなければならない

候補者以外の者がせんきよのために使用する張札は第一項各號に定める引札の枚數に通算する

第六條　せんきよのために使用する張札はタブロイド型(長さ四十一センチメートル幅二十八センチメートル)を超えてはならない

第七條　せんきよのために使用する張札を掲示しようとする者はその張札の表面にその住所及び氏名を記載しなければならない

第八條　何人もせんきよのために使用する張ふだを掲示する場合には左の各號の制限に從はなければならない

一、同一工作物には候補者一人について一枚を超えて掲示してはならない

二、國若しくは地方公共團体が所有し又は管理するものには張ふだを掲示してはならない

三、せんきよの當日投票所内に張ふだを掲示してはならない

四、すべて所有者若しくは管理者の承諾を得ないで他人の工作物に張ふだをしてはならない

五、張ふだの印刷は二色を超えてはならない

新聞廣告

一紙に一日を限つてのみは許される

第九條　せんきよ運動の期間中は著述演藝等の廣告その他何等の名義を以てするを問はず第二條及び第四條の禁止を免るる行爲として主として候補者又はこれを推薦する政事結社若しくは其の他の團体の名を表示する文書圖書を頒布し又は提示する事ができない、せんきよ運動の期間前に掲示した文書圖書で前項に該當するものと都道府縣せんきよ管理委員會が認めたものはせんきよ運動の期間中これを撤去し又は撤去させる事ができる

第十條　候補者又は政事結社の代表者は各都道府縣せんきよ管理委員會の定める同一寸法のいづれかの一つの新聞に一日を限りせんきよに關して廣告することができる。

前項の廣告を掲載した新聞紙は第二條の規程にかかわらず新聞販賣を業とする者が通常の方法でこれを頒布することができる。

第十一條　參議院全國せん出議員候補者は全國せん出議員せんきよ管理委員會の定めるところにより三回を限つてせんきよに關する放送をすることができる

前項の費用は國費でこれを支辨する

第十二條　せんきよ公報並にこの法律の定める張ふだ無料葉書及び新聞廣告には候補者がその希望する事項を記載することができる

辭退者は用紙返上

第十三條　せんきよ運動に使用するために內務省又は都道府縣の斡旋により用紙の配給をうけた者が候補者の屆出又はその推薦の屆出をしなかつた場合及び屆出があつた候補者が候補者たることを辭した場合には議員候補者の屆出又は推薦屆出の期限經過後直ちにその全部を內務省又は當該道府縣に返還しなければならない

違反罰則

第十四條　第二條第四條乃至第六條及び第九條の規定に違反して文書圖書を頒布し又は掲示した者はこれを五千圓以下の罰金に處する

當せん人で前項に掲げる規定に違反した者はこれを五萬圓以下の罰金に處する

第十五條　第七條及び第八條の規定に違反して文書圖書を掲示した者はこれを三千圓以下の罰金に處する

當せん人で前項に掲げる規定に違反した者はこれを三萬圓以下の罰金に處する

第十六條　第十二條及び第十三條の罰の時效は六ケ月を經過することによつて完成する但犯人が逃亡したときはその期間を一年とする

附則

この法律は公布の日からこれを施行する

衆議院議員せんきよ運動等取締規則、參議員せんきよ運動取締規則及び地方議會議員等せんきよ運動取締規則の中この法律に適合しない部分はこの法律施行の日から昭和二十二年十二月三十一日までその効力を停止する